

群馬県公契約条例施行規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十六号

群馬県公契約条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県公契約条例（令和八年群馬県条例第三十号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(条例第七条の規則で定める公契約)

第三条 条例第七条の規則で定める公契約は、次に掲げるものとする。

- 一 工事の請負をその内容とする公契約であつて、予定価格が五億円以上のもの
- 二 次に掲げるいずれかの業務の委託を内容とする公契約であつて、予定価格が一千万円以上のもの
 - イ 県の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地（以下「庁舎等」という。）の清掃の業務
 - ロ 庁舎等の警備の業務（警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二条第五項に規定する機械警備業務を除く。）
 - ハ 庁舎等の受付又は案内の業務
 - ニ 電話交換の業務
 - 三 前二号で掲げるもののほか、県が公契約従事者の労働環境の整備状況について確認を要する事由が生じたと認める公契約

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。